

重度障害者支援加算の拡充

①生活介護・施設入所支援の場合

見直し後	現行
<p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p><u>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</u> 360単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p> <p><u>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</u> (一)に加えて+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加えて+200単位/日</p> <p>ハ 重度障害者支援加算（Ⅲ）</p> <p><u>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</u> 180単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日</p>	<p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p><u>（一）実践研修修了者が支援計画シート等の作成を行う体制を整えた場合</u> 7単位/日</p> <p><u>（二）基礎研修修了者が行動関連項目10点以上の者に個別支援を行った場合</u> 180単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p>

<p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 <u>(一) に加え+150単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は (一) ※に加え+200単位/日</p> <p>(注) ロ、ハの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。</p>	
---	--

②短期入所の場合

見直し後	現行
<p><u>イ 重度障害者支援加算 (I)</u></p> <p>(一) 区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 <u>50単位/日</u></p> <p>※ <u>実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合</u> <u>+100単位/日</u></p> <p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合 <u>(一) に加え+50単位/日</u></p> <p><u>ロ 重度障害者支援加算 (II)</u></p> <p>(一) <u>区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合</u> <u>30単位/日</u></p> <p>※ <u>実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合+70単位/日</u></p> <p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合 <u>(一) に加え+50単位/日</u></p>	<p>重度障害者支援加算</p> <p>区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合 <u>50単位/日</u></p> <p>※ <u>基礎研修修了者が支援を行った場合+10単位/日</u></p>

③共同生活援助の場合

見直し後	現行
<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p style="text-align: right;">（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p style="text-align: right;">（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p>	<p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p>